

## 役員等報酬並び費用弁償規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人くりのみ会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並び費用弁償に関する事項を定める。

### (報 酬)

第2条 役員等に対しては、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。

### (費用弁償)

第2条 役員等が、役員会に出席する場合はその費用を弁償しない。その他の会議等に出席する場合は、職員に準じてその費用を弁償する。

### (改 正)

第4条 この規程の改正については、理事会、評議員会の議決を要する。

### 付 則

この規程は、令和元年6月23日から施行する。